

諮問番号：平成23年（個）諮問第2号

事件名：本人の行った口頭意見陳述がどのように活用されたか分かる文書に記載された保有個人情報の不開示決定に関する件

諮問日：平成23年 7月19日

答申番号：答申（個）第7号

答申日：平成23年11月11日

答申書

第1 審査会の結論

本人の行った口頭意見陳述がどのように活用されたか分かる文書に記載された保有個人情報について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。）第12条第1項の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成23年6月2日付け230普第149号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、「行政不服審査法25条により口頭による意見陳述をします」などの記載があるが、具体的な理由は不明である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

審査請求人は、処分庁に対し、平成23年4月28日付けで開示請求を行った。

しかし、開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に記載された内容は、本件開示請求に係る保有個人情報を具体的に特定するには疑義が生じるものであり、また、個人情報保護法第26条第1項に規定する手数料（以下「手数料」という。）相当額の収入印紙が貼付されていなかった。

このため、処分庁は、この開示請求書には形式上の不備があるとして、個人情報保護法第13条第3項の規定により、審査請求人に対し23年5月11日付けで、相当の期間（14日）を定めた上、次の①及び②のとおり

り開示請求書の補正の求めを行った。

① 開示請求書には手数料の納付がないことから形式上の不備が見受けられ、保有個人情報の開示請求をするには、開示請求する保有個人情報が含まれる行政文書1件につき300円の収入印紙の貼付が必要であるため、収入印紙を納付すること。また、開示請求を取り下げる場合には連絡すること。

② 開示請求書に記載されている「先の僕の口頭による意見陳述」とは、平成23年3月24日に会計検査院庁舎内で実施した行政文書の不開示決定に係る口頭意見陳述のことでよいか、よければ開示請求書をそのように補正することについて同意すること。

そして、処分庁は、審査請求人に対し、指定の期日までに手数料未納という形式上の不備が補正されない場合には、②の事項に回答があったとしても個人情報保護法第18条第2項の規定により不開示決定を行う予定である旨を伝えている。

しかし、処分庁の指定した期日までに、上記補正の求めに対する審査請求人からの回答及び手数料の納付はなかった。

このため、処分庁は、審査請求人は本件開示請求を取り下げる意思がなく、補正の求めに応じる意思もないものと判断し、手数料が納付されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成23年6月2日付け230普第149号）。

2 諮問庁の所見

以上のとおり、本件開示請求には形式上の不備があるとして開示をしない旨の決定を行った本件開示請求に係る処分は適法かつ妥当なものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成23年 7月19日 諮問書の收受
- ② 同年 8月12日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年 8月25日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 同年 8月29日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年10月 6日 審議
- ⑥ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 処分の妥当性について

個人情報保護法第26条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、手数料を納付しなければならないこととされている。しかし、当審査会において、処分庁宛てに送付された開示請求書について確認したところ、手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入印紙の納付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとする処分庁の判断は妥当であると認められる。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて手数料の納付等の内容とする補正の求めを行っており、これは個人情報保護法第13条第3項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 早 坂 禮 子

委員 大 塚 成 男